

小売供給開始時における開栓に関する保安措置について

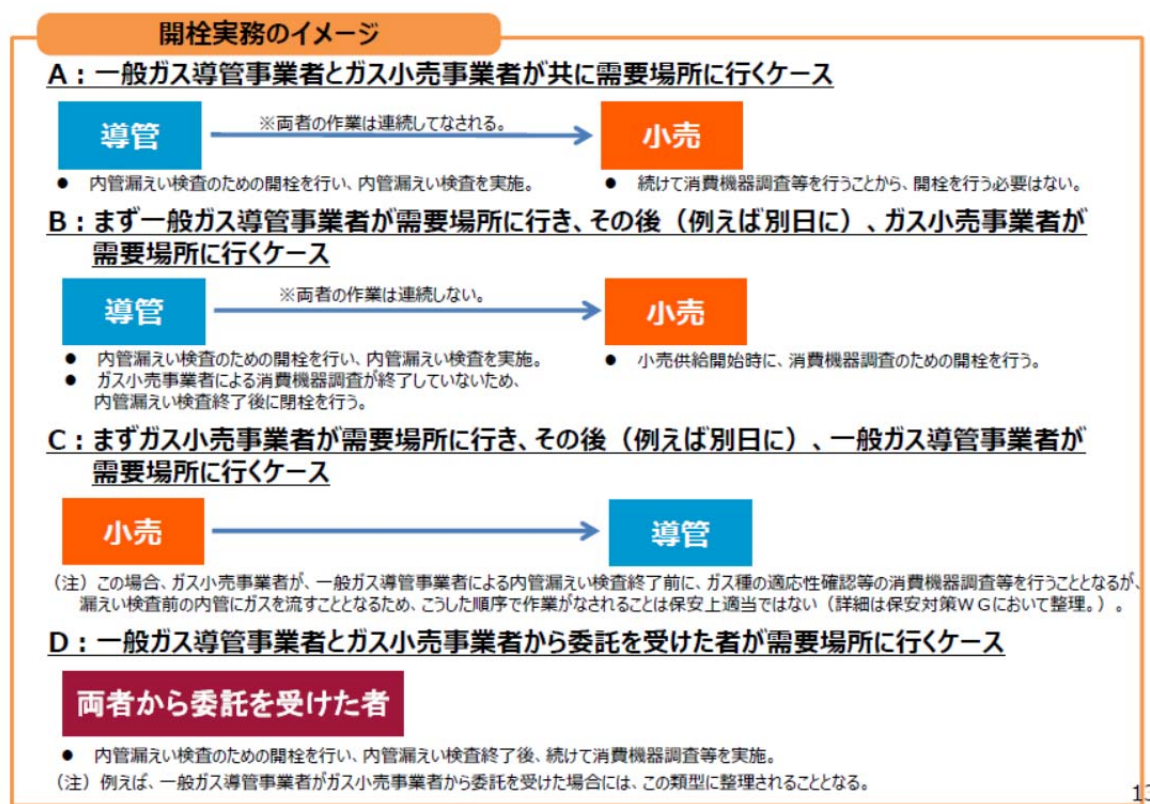
平成 27 年 11 月 18 日
経 済 産 業 省
ガ ス 安 全 室

1. 検討の背景

今般の法改正後における閉開栓の責任主体に関しては、総合資源エネルギー調査会 ガスシステム改革小委員会において議論がなされているが、第 23 回同小委員会において、内管漏えい検査や緊急保安のために行う閉開栓については一般ガス導管事業者が責任を有することとし、第 24 回の同小委員会においては、単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、物理的な閉開栓は不要であると整理がなされている。

また、第 25 回の同小委員会において、「スイッチ」以外の小売供給開始時に行う閉開栓については、①現行制度における開栓は、内管漏えい検査と消費機器の調査を実施し、安全性を確認した上で行われることが一般的であること、②改正法施行後は、内管漏えい検査はガス導管事業者が、消費機器の調査は新規参入者を含むガス小売事業者が実施することを踏まえ、以下 A から D までの 4 つのケースとして整理したところである。

< 参考 6 - 1 > 小売供給開始時の開栓実務のイメージ



(出典) 第 25 回 ガスシステム改革小委員会 資料

今般の法改正後においては、小売供給を開始するための開栓時に、一般ガス導管事業者が灯内内管の漏えい検査を行い、ガス小売事業者が消費機器調査を行うことが想定される。

ケースAとケースDに関しては、現在も開栓時において、内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査と連続して消費機器調査を実施している実態があり、今後も保安上問題とはなり得ない。

他方、ケースBとケースCに関しては、改正法により内管漏えい検査の担い手と消費機器調査の担い手が異なることから、別の者がそれぞれ別のタイミングで実施するものであり、今般の法改正により新たに生じるケースである。

ここで、ケースBにおいては、一般ガス導管事業者が先に需要場所に行って内管漏えい検査を行い、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行き、消費機器調査を行うこととなる。また、ケースCにおいては、ガス小売事業者が先に需要場所に行って消費機器調査を行い、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行き、内管漏えい検査を実施することとなる。そこで、ケースB及びケースCにおける開栓作業に関して、保安上の観点から妥当性を検討することとする。

2. 論点

(1) まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース（ケースB）

ケースBのように、一般ガス導管事業者が先に内管漏えい検査を行う場合には、一度開栓を行ってから内管漏えい検査を実施することとなる。この場合において、検査後に一般ガス導管事業者が閉栓を行わずに需要場所から立ち去った場合には、ガス小売事業者が消費機器調査を行う前に需要家が、ガスの使用を開始してしまう可能性がある。

開栓を伴う小売供給の開始時には、第1回の本WGにおいて整理したとおり、「開栓を伴う場合の供給開始時調査」を法定の消費機器の調査として、施行規則に規定する予定であり、こうした安全性の確認がなされる前に、需要家がガスを使用する事態は保安上適当ではない。

そこで、こうした開栓時において、一般ガス導管事業者が先に内管漏えい検査を行い、その後にガス小売事業者が消費機器調査を行うようなケースBの場合に関しては、一般ガス導管事業者が検査後に閉栓を実施してから需要場所を立ち去らなければならないこととしてはどうか^(※1)。また、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査を終えた際には、内管に異常はなく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となった^(※2)ことを、ガス小売事業者に連絡することとしてはどうか。

(※1) そのため、第25回ガスシステム改革小委員会で整理されているとおり、ケースBにおいては、別日に需要場所に行ったガス小売事業者が開栓作業を行うこととなる。

(※2) ガス栓はガス工作物であることから、ガス栓の操作等の変更を行う場合には、保安責任を担う一般ガス導管事業者による承諾が前提となる。

（２）まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース（ケースＣ）

小売供給を行うための開栓には、概念整理上、ケースＣのように、先にガス小売事業者が消費機器調査を行う場合も想定できる。しかしながら、消費機器調査項目は、排気筒の材料や設置場所の確認など外観確認を行えば良いものの他に、燃焼時の排気排出など、消費機器を運転した上で確認する項目が含まれている。また、第１回の本WGにおいて整理したとおり、「供給ガスに対する適応性の確認」を消費機器の調査項目として追加する予定であり、消費機器の銘板確認ができない場合には、消費機器の点火試験を行う必要がある。

そのため、先にガス小売事業者が需要場所に行き消費機器調査を行うためには、一度メーターガス栓の開栓を行い、内管にガスを流し、消費機器を運転させることが必要となる。しかしながら、漏えい検査前の、一般ガス導管事業者による安全性の確認がなされていない内管にガスを流すこととなり、保安の確保の観点から適当ではない。

そこで、ケースＣのような順序による開栓は、保安を確保する観点から適当ではなく、実施すべきではないと整理してはどうか。